

## 飛島村新築住宅取得費補助金について

本村への定住促進や液状化による被害の軽減を目的として、新築住宅(新たに建築された住宅で、まだ人の居住の用に供したことはないもの)取得の初期費用の一部を補助します。

本補助金は住宅地の液状化対策として令和7年度まで実施した地盤改良費補助金を包含した制度です。

### 誰が申請できるの…？

新築住宅を取得(建築・売買)する契約をした方です！

### 補助金額は…？

**定額50万円です！**

※ただし、飛島村地盤改良費補助金(最大25万円)の交付を受けたことがある住宅の場合は、50万円から飛島村地盤改良費補助金の交付額を差し引いた額とします。



### どんな新築住宅が対象なの…？

次のすべてに該当する新築住宅が対象となります！

- ・村内において、自己または家族(2親等以内)が居住するための新築住宅であること
  - ・居住の用に供する部分の床面積が50平方メートル以上であること
  - ・台所、便所、浴室及び居室を有し、床面積の2分の1以上を居住の用に供するもの。ただし営利目的は除く
- ※同一住宅において1回限り



### ☆注意事項

- ・令和8年4月1日以降に、新築住宅の取得に伴う登記をする方が対象です。なお、本補助金は令和13年3月31日までに登記をする方を対象として実施します。
- ・補助金申請は登記をした年度内に行っていただく必要があります。ただし、1月から3月までに登記をした場合は、登記をした日から3か月以内に申請をしてください。

### 《申請に必要な書類》

- ・ 村指定の補助金申請書
- ・ 納税証明書又は村税納付状況を徴税職員が調査することに同意する文書
- ・ 登記事項証明書
- ・ 居住者の住民票
- ・ 家族であることを証明する資料(申請者と居住者が同一の場合を除く。)

**申請書等は飛島村ホームページよりダウンロードできます。**

お問合せ・ご相談は飛島村役場開発部建設課(電話0567-97-3464)まで